

＜対策のポイント＞

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

＜政策目標＞

水田における高収益作物の産地を500創設「令和7年度まで」

＜事業の全体像＞

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割
(国と同様のプロジェクトチームの構築)
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や
目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

策定
・
提出

承認・支援

支援

支援後も計画の
実現をフォローアップ

計画策定に向けた支援

- ・産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援
- 1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業(16億円の内数)
2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(12億円の内数)

※プロジェクトの窓口を担当

※プロジェクトの窓口を担当	
生産局園芸作物課	(03-6744-2113) (1・4・5の事業)
飼料課	(03-3502-5993) (2の事業)
経営局経営政策課	(03-6744-2148) (3の事業)
政策統括官付穀物課※	(03-3597-0191) (6の事業)
農村振興局農地資源課	(03-6744-2208) (7・8の事業)
水資源課	(03-3602-6246) (9の事業)

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

技術・機械等の導入支援

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における園芸作物及び子実用とうもろこしの本格導入を優先採択で支援
- ①栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等を支援
- { 1:時代を拓く園芸産地づくり支援事業(16億円の内数)
　　{ 2:畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(12億円の内数) }
- ②産地・担い手の発展の状況に応じた農業用機械・施設の導入を支援
- { 3:強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ(245億円の内数)
　　{ 4:強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ(優先枠:245億円の内数) }
- ・水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等を優先採択で支援
- 【5:果樹農業生産力増強総合対策(58億円の内数)等】

経営転換のインセンティブ付与

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物の導入・定着を図る取組等を支援
- ①高収益作物※定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）：新たな導入面積に応じて支援（②とセット）
- ②高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a・1回限り）：高収益作物による畑地化の取組を支援
- ③子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）：作付面積に応じて支援
- ※高収益作物：園芸作物等
- 【6:水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(3,050億円の内数)】

生産基盤の整備

- ・「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化等を支援
- ①「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- 【7:農業競争力強化基盤整備事業(934億円の内数)、8:農地耕作条件改善事業(300億円)等】
- ②一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合に、農業者の費用負担を軽減

【9:農業競争力強化基盤整備事業(934億円の内数)等】

水田活用の直接支払交付金

【令和3年度予算概算要求額 305,000（305,000）百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金**により、**地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造**を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**水田農業高収益化推進助成**により支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米70万トン、米粉用米13万トン〔令和12年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（34%〔令和12年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組を支援**します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

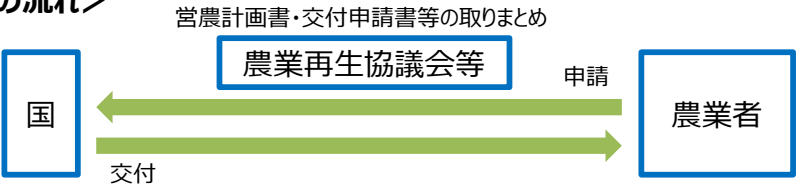
3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の**関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※1：飼料用とうもろこしを含む

産地交付金

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会ごとに「水田フル活用ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定。

- また、「転換作物拡大計画」に基づき、以下を年度当初に配分。

① 転換作物拡大加算（1.5万円/10a）

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

② 高収益作物等拡大加算（3.0万円/10a）

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※3の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※3：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※4	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※4：3年以上の契約

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。

① 高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）

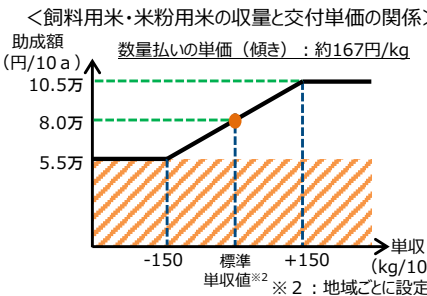
※5：その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

② 高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a）

高収益作物による畑地化の取組を支援※5

③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。



野菜・施設園芸支援対策事業

【令和3年度予算概算要求額 21,466（19,371）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

実需者ニーズに対応するとともに、園芸作物の生産を拡大するため、水田を活用した新たな園芸産地の育成、まとまった面積での機械化体系等の導入、端境期の出荷等に取り組む産地の育成等を支援します。

＜事業目標＞

加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万トン〔平成29年度〕→145万トン〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 水田における園芸作物の導入支援

水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を実現するため、新たに園芸作物を導入する産地における合意形成や、園芸作物の本格的な生産を始める産地における機械・施設のリース導入の取組等を支援します。

2. 労働生産性を抜本的に高めた野菜のモデル産地形成支援

一定規模以上（露地野菜5ha以上、施設園芸1ha以上）での水田転換やほ場整備と併せて、機械化一貫体系の導入や生育予測システムの導入等の取組を支援します。（農地耕作条件改善事業により支援）

3. 国産が需要に応え切れていない端境期の野菜の生産拡大支援

実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、需要に応え切れていない品目や作型（端境期）の出荷に必要な新たな生産・流通体系の構築や作柄安定技術、新たな作型の導入等を支援します（15万円/10a）。

※ 対象品目として、にんにく・しょうが等5品目を追加（R2:14品目→R3:19品目）

（関連事業）

スマート農業総合推進事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援

施設園芸産地におけるデータ収集・分析機器の活用、既存ハウスのリノベーションなど、データを活用して生産性・収益向上につながる体制づくり等を支援します。

＜事業イメージ＞

1 水田での園芸作物の導入支援

○園芸作物の新たな導入への支援

〈取組主体〉



産地の合意形成

試験栽培

○本格的な園芸作物生産への支援

〈取組主体〉



生産者、実需者等から構成される協議会



土壌改良資材



機械・施設のリース導入

2 労働生産性を高めたモデル産地形成支援

○水田転換やほ場整備と併せた機械化一貫体系や生産予測システムの導入への支援

畝立同時施肥機

全自動移植機

収穫機

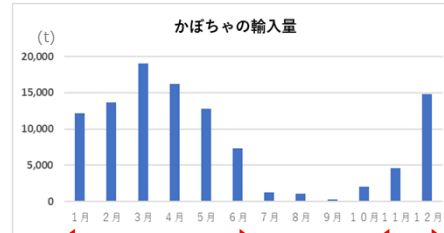


機械化一貫体系



生育予測システム

3 端境期の野菜の生産拡大支援



国内産が需要に応え切れていない端境期に輸入が増加

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
端境期	貯蔵	出荷						播種			収穫	貯蔵
作型								播種			出荷	
普通作型					播種	定植			出荷			

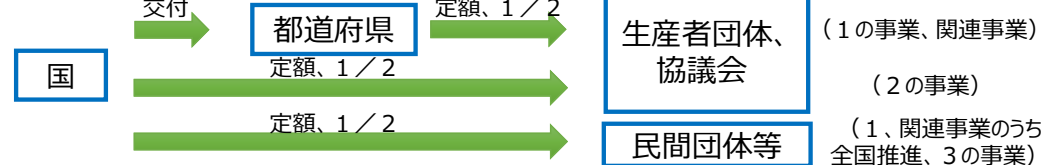


予冷库・貯蔵庫のリース



作柄安定技術の導入

＜事業の流れ＞



水田農業高収益作物導入推進事業

- 加工・業務用野菜を中心に、需要に応じた生産を行うためには新たな園芸作物産地育成が必要。
- 水田を活用し、新たに水稻等（米・麦・大豆・そば・なたね）から園芸作物に作付転換する意向のある産地において、導入への第1歩となる産地合意形成、品種選定試験等試験栽培等について支援するほか、園芸作物の本格的な生産を始める産地においては、栽培技術の確立、機械・施設のリース導入等を支援。

園芸作物導入促進

【事業実施主体：生産者団体】（補助率：定額）

対象品目：野菜、果樹、花き

①産地の合意形成

- ・ 技術面や販売面での課題抽出など産地の合意形成に向けた意見交換
- ・ 講習会開催や、水田地帯において機械等の導入による省力化栽培体系の確立の検討、産地の事例調査等を実施



検討会の開催



専門家による講習会の実施



品種選定試験



実需者との協議

②品種の選定や出荷先の確保

- ・ 産地の気象や土壌条件に適した品種選定に必要な栽培実証等
- ・ 実需者のニーズを把握するためのヒアリング調査、現地招へい等を実施

園芸作物転換強化

【事業実施主体：協議会】（補助率：定額、1/2以内）

対象品目：野菜、花き

①協議会の開催、実需者との協議

園芸作物導入に向けた課題抽出や、生産・供給体制の整備に向けた協議会の開催等を実施



商談会への参加

②栽培技術の確立

実需者ニーズを踏まえた生産・供給体制の構築に必要な栽培技術確立に向けた栽培実証、GAP・トレーサビリティ手法の導入検討、販路拡大に向けた実需者との意見交換等を実施



土壌改良材の導入

③機械・施設のリース方式による導入等

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入、施設野菜の生産に必要なハウス等の導入等を実施



キャベツ収穫機

端境期等対策産地育成事業

- 国内野菜の輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大に取り組む産地に対し、安定的な出荷ができるよう、作柄安定技術の導入等について支援

1. 事業内容

【対象品目・対象出荷時期】

○ 輸入量が多い品目に加え、令和3年度からは新たに国内供給に占める輸入シェアが高い品目を対象に追加。

※ 一部の品目は、需要を踏まえ対象期間を設定

通年で対象としている品目（加工・業務用に限る）

- ・たまねぎ ・にんじん ・ねぎ ・ほうれんそう
- ・スイートコーン ・えだまめ ・ブロッコリー
- ・ごぼう ・トマト ・セルリー ・にんにく ・しょうが
- ・さといも ・えんどう

対象期間を限定している品目

※加工・業務用

- ・キャベツ（10～11月もしくは1～5月出荷）
- ・レタス（9～3月出荷） ・かぼちゃ（11～6月出荷）
- ・だいこん（4～7月もしくは10～11月出荷）
- ・アスパラガス（2～5月及び9～11月出荷）

※生食用

- ・かぼちゃ（11月～6月出荷）
- ・トマト（9月～10月出荷）

【支援内容】

- 作柄安定技術の導入（土壌・土層改良、マルチ等資材使用等）
- 出荷期間の拡大（新規作型の導入、予冷・貯蔵庫のリース）
- 実需者ニーズに対応した生産・流通体系の構築（生産・流通コストの削減やトレーサビリティシステム等の導入等）

※ 取組面積10a当たり15万円を支援、取組を3年間実施



土壌改良資材



マルチ資材



べたがけ



天地返し
(土層改良)



端境期出荷に向け
た品種導入



予冷・貯蔵庫のリース

かん水（保水対策）

実需者ニーズに応じた供給により、国産への切替えを推進

2. 実施要件等

- 対象品目・対象時期の出荷に向け、作付拡大に取り組む産地（対象時期のある品目は、取組面積における全体の出荷量のうち2割以上をその時期に出荷すること）
- 加工・業務用：10ha以上50ha以下、生食用：5ha以上50ha以下
- 契約書等により、出荷前までに実需者と数量契約を締結すること

3. 取組主体

- 農協、農協連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体
- 事業参加農家5戸以上
(法人等の場合、構成員（出資者）5戸以上)

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

のうち水田農業の高収益化の取組

【令和3年度予算概算要求額 24,497（20,020）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

＜事業目標＞

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万トン〔平成29年度〕→145万トン〔令和12年度まで〕）
- 1 中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円〔平成28年度〕→719億円〔令和6年度まで〕）
- 意欲ある担い手の育成・確保

＜事業の内容＞

1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化と担い手の経営発展の推進

① 産地基幹施設等支援タイプ

- ア 産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援します。
- イ 品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

② 先進的農業経営確立支援タイプ

広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

③ 地域担い手育成支援タイプ

- ア 農業者の経営基盤の確立や更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援します。
- イ 小規模・零細地域における、意欲ある経営体の共同利用機械・施設の導入を支援します。

2. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

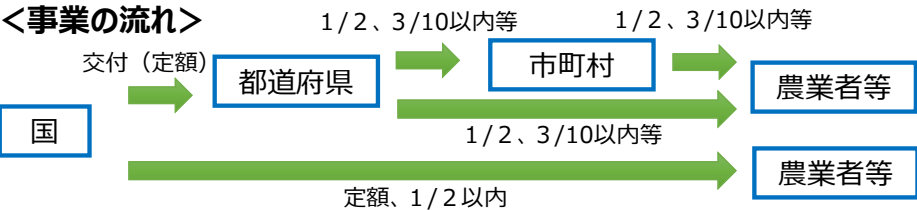
① 生産事業モデル支援タイプ

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械等の導入を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

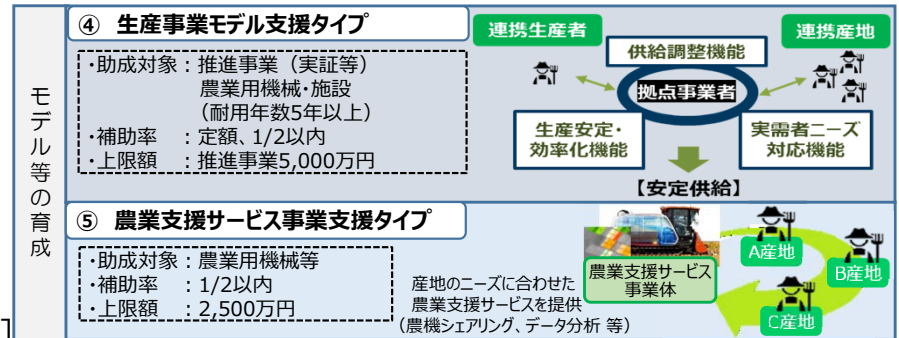
- (1 ①ア、2 ①の事業) 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1 ①イの事業) 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)
- (1 ②③の事業) 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)
- (2 ②の事業) 生産局技術普及課生産資材対策室 (03-6744-2111)

＜事業イメージ＞

【都道府県向け交付金】

産地競争力の強化＋経営発展の推進	① 産地基幹施設等支援タイプ ＜優先枠を設定し、輸入農畜産物の国産への切替え、中山間地域の競争力強化、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化等の取組を推進＞ ※ 水田農業の高収益化の取組を含む	・助成対象：農業用の産地基幹施設（耐用年数5年以上） ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等
	② 先進的農業経営確立支援タイプ ※ 助成対象者は人・農地プランの中心経営体	※ 水田農業の高収益化の取組はポイント加算 ・助成対象：農業用機械・施設（耐用年数5～20年） ・補助率：融資残額（事業費の3/10以内）等 ・上限額：個人1,000万円、法人1,500万円等
	③ 地域担い手育成支援タイプ ※ 助成対象者は人・農地プランの中心経営体 ＜優先枠を設定し、ロボット技術・ICT機械等の導入や中山間地域の担い手の経営発展を推進＞	※ 水田農業の高収益化の取組はポイント加算 ・助成対象：農業用機械・施設（耐用年数5～20年） ・補助率：融資残額（事業費の3/10以内）等 ・上限額：300万円等

【国直接採択】



人・農地プランの実質化の推進と連携

①省力樹形や優良品種の導入等支援

【令和3年度予算概算要求額 5,780（5,687）百万円】

＜対策のポイント＞

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止、加工・業務用の国産果実の安定供給等の取組を支援します。また、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を新たに支援します。

＜事業目標＞

果実の生産量の拡大（283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 果樹経営支援等対策

優良品目・品種への改植・新植及びそれに伴う未収益期間における幼木の管理の取組に要する経費を支援します。特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

＜改植（括弧内は新植）の支援単価の例＞

品 目	慣行栽培	省力樹形栽培		未収益期間対策 （幼木管理経費）
かんきつ	23（21）万円/10a	111（108）万円/10a（根域制限栽培）		22万円/10a （5.5万円/10a × 4年分） （品目共通）
りんご	17（15）万円/10a	53（52）万円/10a （高密度低樹高栽培）	73（71）万円/10a （超高密植栽培）	
なし	17（15）万円/10a	33（32）万円/10a（ジョイント栽培）		

2. 苗木・花粉の安定確保対策、放任園地発生防止対策

- 果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、苗木の生産体制の構築や花粉専用園地の育成等の取組を支援します。また、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を新たに支援します。
- 伐採や植林等の放任園地発生防止の取組を幅広く支援します。

3. 果実流通加工対策

加工・業務用の国産果実の供給不足に対応するため、実需者との契約取引の導入、省力型技術体系の導入実証等の取組を支援します。

4. 未来型果樹農業等推進条件整備（別紙）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

○ 省力樹形の導入支援

省力樹形の特長

- ・ 小さな木を密植して、直線的に配列するため、作業動線が単純で効率的。
- ・ 密植することで、高収量化が可能。
- ・ 日当たりが均一となり、品質が揃いやすい。
- ・ 成木までの期間が短いことから、早期成園化が可能。

＜省力樹形の例＞

根域制限栽培
（みかん）

慣行比
2倍以上
の収量

超高密植栽培
（りんご）

慣行比
1.7倍
以上の
収量

ジョイント栽培
（なし）

剪定作業
時間40%
短縮可能

○ 苗木の安定確保・生産推進

【省力樹形用苗木生産のモデル的な取組（新設）】

苗木生産コンソーシアムによる省力樹形用の苗木（フェザー苗やジョイント栽培用の大苗）の育成に要する掛かり増し経費を支援。



○ 花粉の安定確保

国産花粉の安定確保のため、花粉専用樹の新植等の取組を支援。

○ 放任園地の発生防止

放任園地の発生防止のため、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

【お問い合わせ先】 生産局園芸作物課（03-3502-5957）

<対策のポイント>

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

一定規模以上（2ha以上（基盤整備を行う場合は5ha以上））で省力樹形を導入する場合、それに必要となる次の取組を総合的に支援します。
（果樹農業生産力増強総合対策及び農地耕作条件改善事業により支援。
水田に新植する場合は、さらに水田活用の直接支払交付金により支援。）

1. 新産地育成型（水田等への果樹の新植）

（1）早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
 - ② 省力技術研修：3万円/10a
- 最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて

最大33.5万円/10aを支援。（※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除）

a.高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間

b.高収益作物畑地化支援：10.5万円/10a

（2）機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

2. 既存産地改良型（中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植）

（1）早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
 - ② 代替農地での営農：28万円/10a
 - ③ 省力技術研修：3万円/10a
- 最大51万円/10a

（2）機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 新産地育成型



2. 既存産地改良型



<未来型果樹農業等推進条件整備 新産地育成型>

平坦で作業性の良い水田の活用により果樹の新産地を育成し、果樹の生産拡大・輸出拡大を実現するため、基盤整備による水田の樹園地への転換を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

現 状

- 水田の高収益化
 - 果樹農業における
 - ・ 労働生産性の向上
 - ・ 新産地の育成による生産拡大・輸出拡大
- が必要

未来型果樹農業等への転換

平坦で作業性の良い
水田における、労働生産性
を抜本的に高めた
モデル産地の育成



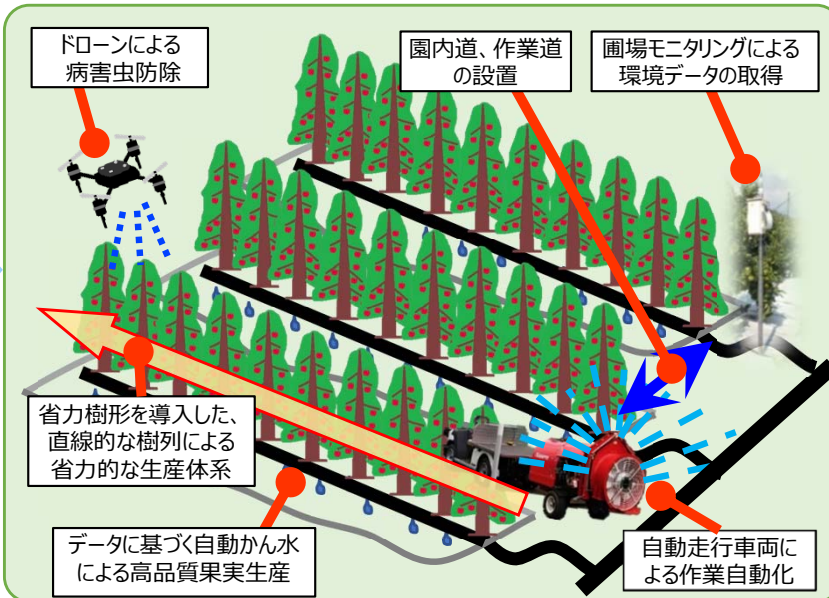
水 田

基盤整備・
樹園地転換・
新植

早期成園化の取組



大苗の育成
(りんごのフェザー苗)



1. 支援対象者

果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手、法人化した経営体、農業者の組織する団体、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体 等

2. 面積規模要件

新植を行う面積が概ね2ha以上（公共事業による基盤整備を実施する場合は5ha以上）※地続き・同一品目であることを要しない。

3. 補助対象となる取組・補助率

（省力樹形の例）

(1) 小規模園地整備（大規模な場合は公共事業）

排水路の整備、土壌・土層改良等
補助率：1/2以内

(2) 省力樹形※の導入（新植）

※ 慣行樹形を作業道に沿って整列して植栽する等、機械化の容易な樹形（整列樹形）を含む。
補助率：定額（面積当たり1/2相当）

(3) 新植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a
（＝5.5万円/10a×4年分））

(4) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
 - ② 省力技術研修：3万円/10a
- 最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて
最大33.5万円/10aを支援（※10万円/10aを控除）。

a.高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間

b.高収益作物畑地化支援：10.5万円/10a

(5) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

補助率：1/2以内



りんごの超高密植
(トールスピンドル)栽培
(収量慣行比1.7倍以上)



果樹生産者（担い手）、法人化した経営体、
農業者の組織する団体 等

畜産生産力・生産体制強化対策事業

【令和3年度予算概算要求額 1,218（900）百万円】

＜対策のポイント＞

家畜の増頭と併せ肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や飼料作物の優良品種の利用を推進するとともに、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査、国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

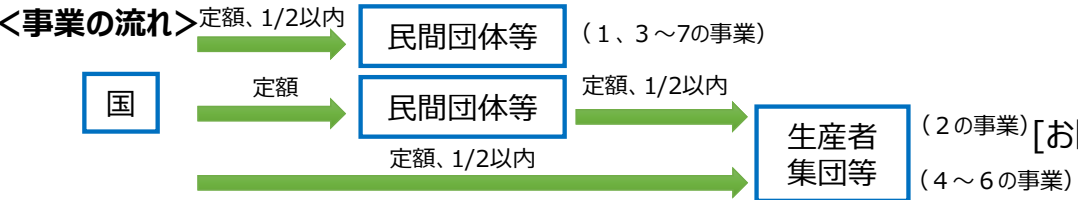
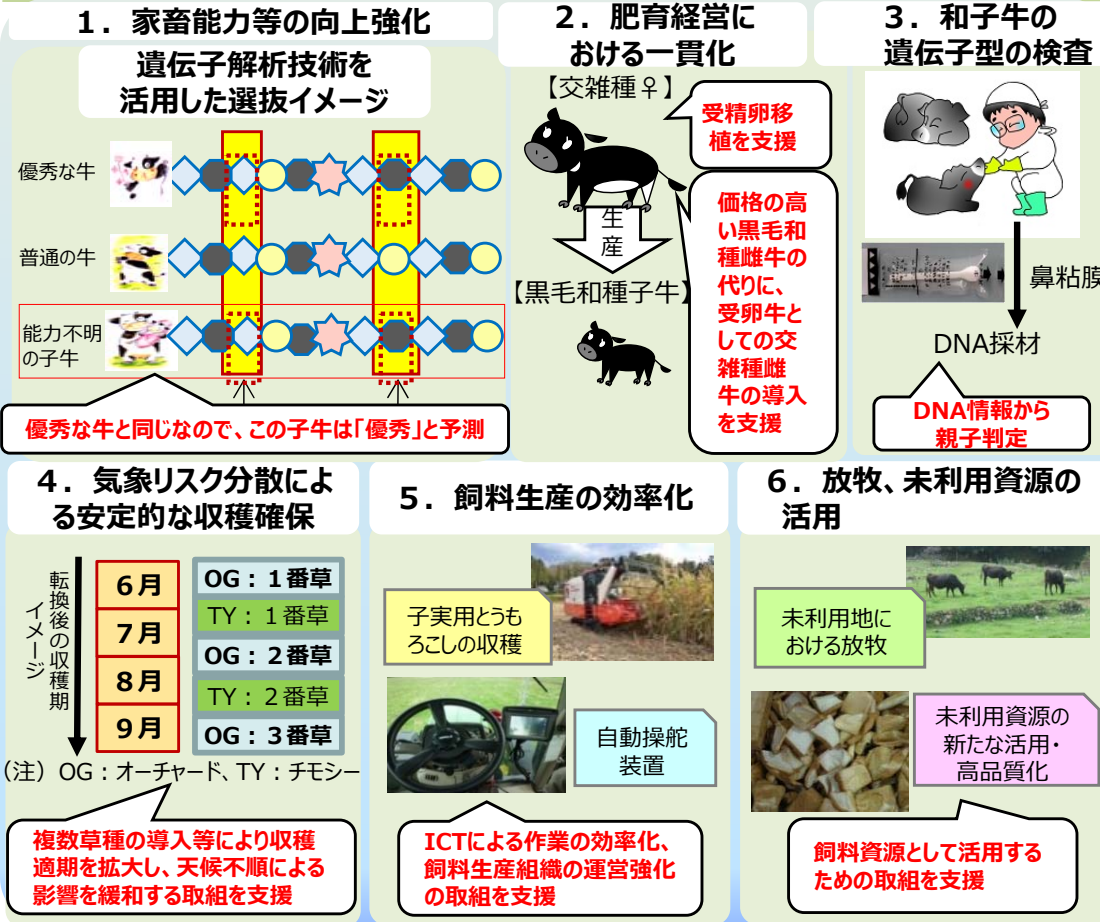
＜事業目標＞ [平成30年度→令和12年度まで]

○生乳生産量：728万トン→780万トン ○牛肉生産量：33（48）万トン→40（57）万トン ○豚肉生産量：90（128）万トン→92（131）万トン
○鶏肉生産量：160万トン→170万トン ○鶏卵生産量：263万トン→264万トン ○飼料自給率：25%→34% ※（）は枝肉換算

＜事業の内容＞

- 1. 家畜能力等向上強化推進
遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。
- 2. 繁殖肥育一貫経営等育成支援
肉用牛生産の構造改革を進め繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛肥育経営における一貫化や地域内一貫生産を推進する取組を支援します。
- 3. 和牛の信頼確保対策
我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。
- 4. 草地生産性向上対策
不安定な気象に対応したリスク分散等により粗飼料の安定的な収穫を確保するため、草地改良や飼料作物の優良品種利用・安定生産、種子の備蓄の取組を支援します。
- 5. 飼料生産利用体系高効率化対策
飼料生産組織の作業効率化・運営強化、**国産濃厚飼料の生産振興**の取組を支援します。
- 6. 国産飼料資源生産利用拡大対策
放牧、未利用資源の新たな活用・高品質化の取組を支援します。
- 7. 持続的飼料生産対策
温室効果ガス削減飼料の流通量等のデータ収集・分析等の取組を推進します。

＜事業イメージ＞



複数草種の導入等により収穫適期を拡大し、天候不順による影響を緩和する取組を支援
ICTによる作業の効率化、飼料生産組織の運営強化の取組を支援
飼料資源として活用するための取組を支援

（注）OG：オーチャード、TY：チモシー

（1～3の事業）生産局畜産振興課（03-6744-2587）
（4～6の事業）飼料課（03-6744-7192）

畑地帯総合整備事業＜公共＞

【令和3年度予算概算要求額93,410（71,628）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための畑地化・汎用化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

＜政策目標＞

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進[令和5年度まで]
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合の増加

＜事業の内容＞

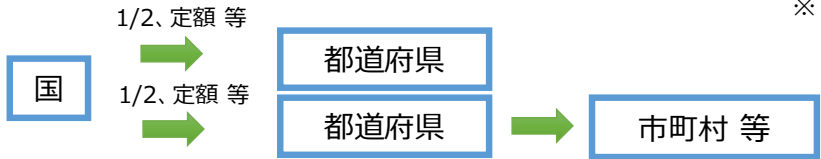
- 1. 畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備
（附帯事業：中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費 等）
【実施要件】 受益面積20ha（畑地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
（樹園地については受益面積5ha以上※（0.5ha以上の団地の合計））等
※優良品種・品目の導入に取り組む場合
- 2. 水田地帯における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化のために必要な農業水利施設等の整備
（附帯事業：高収益作物の導入面積割合に応じた促進費・支援費 等）
【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上
（事業実施区域の5割以上で高収益作物を作付けする場合は5ha以上）
- 3. 事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等

【R3年度拡充の内容】

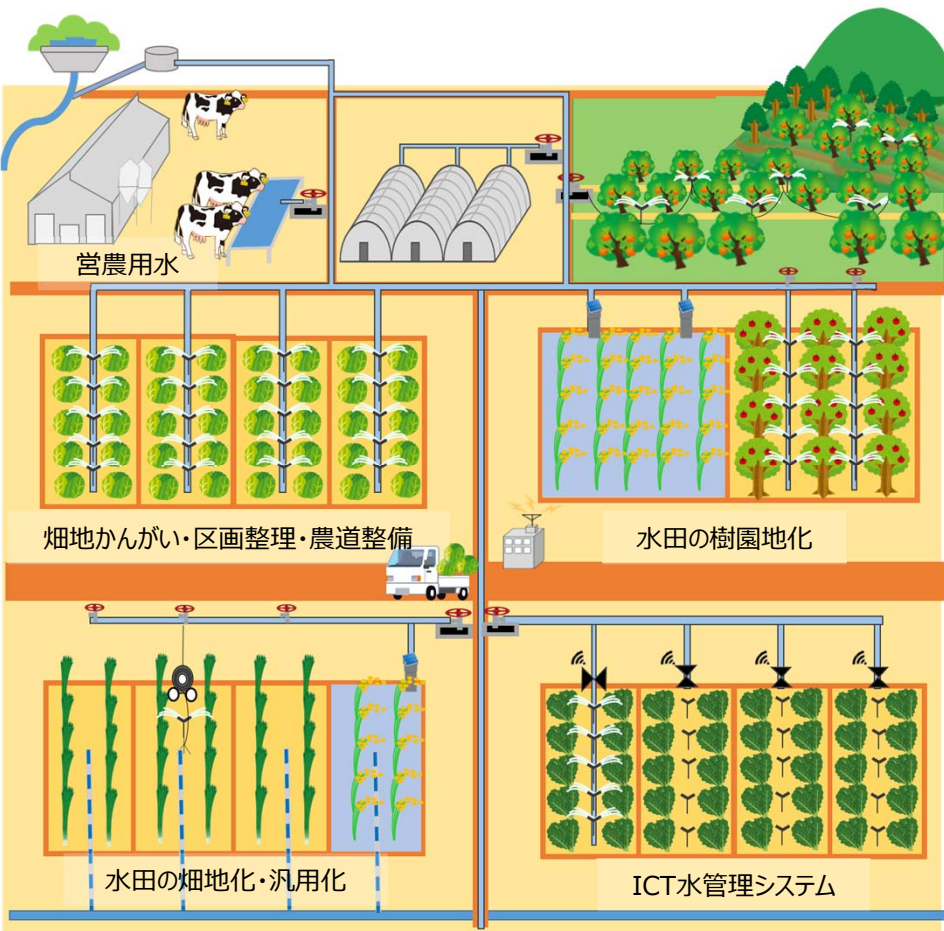
- ①水田の樹園地化の推進
水田の樹園地化への転換に対する促進費の交付や既存園地の廃園・植林等の措置に必要な整地を行うメニューを追加し水田の樹園地化を推進
- ②ICTを活用したスマート農業の推進
ICTを用いた水管理省力化技術の導入を可能とするメニューを追加（単独整備も実施可能）
- ③営農用水施設の長寿命化対策の推進
受益戸数要件を10戸以上から3戸以上に緩和（単独整備の場合20戸以上→7戸以上）
- ④中山間地域対策の強化
中山間地域の振興を図るため、既存メニューを再編し畑地帯総合整備中山間地域型を創設

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

水利施設等保全高度化事業～高収益作物転換型～

- 「水利施設等保全高度化事業(高収益作物転換型)」により、事業実施区域の5割以上で高収益作物を作付けする場合に、農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入し、高収益作物の導入・定着に向けた水田の畑地化・汎用化のための基盤整備を支援することで、高収益作物への転換を強力に推進。

1.事業内容

(1)基盤整備

- 高収益作物への転換に必要となる、水利施設を中心とした生産基盤の再整備を機動的に支援します。

【対象工種】

- ・農業用排水施設の整備、区画整理、客土、暗渠排水等(併せ行う農道等)

【各団地の面積要件】
平場 : 1ha以上
中山間: 0.5ha以上



(2)高収益作物への転換に向けた支援

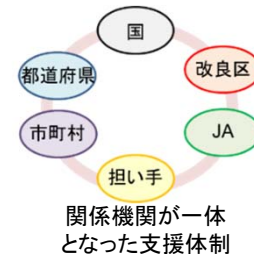
- 高収益作物の転換に向けたソフト対策を支援します。

【調査・調整、指導】

- 関係農家の意向調査、水利用・土地利用・作付調整
- 関係機関が連携した、事業計画の作成及び事業計画の実現に向けたフォローアップ 等



水利用・土地利用・
作付調整の合意形成



【産地形成支援事業(支援費)】

高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合、農業者の費用負担分を支援



水稻中心の作付



高収益作物の作付が5割以上



「水田農業高収益化推進計画」に基づく計画的かつ一体的な支援

- ① 水田活用の直接支払交付金において、高収益作物の新たな導入面積に応じて、高収益作物定着促進支援(2.0万円/10a×5年間)及び高収益作物畑地化支援(10.5万円/10a・1回限り)を交付します。
- ② 栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組も併せて支援します(優先採択等)。
- ③ 事業完了後は、「水田農業高収益化推進計画」の関係機関・団体と一体となって事業計画に基づく営農の実現に必要な支援・助言を行います。

2.実施要件

- (1) 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた地区であること
 - (2) 受益面積：水田5ha以上(団地要件1ha以上(中山間地域等は0.5ha以上))
 - (3) 水田における高収益作物の作付面積割合が5割以上
(ただし、高収益作物の作付面積割合が10%ポイント以上増加すること)
- ※本事業を実施した地区は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外

3.実施主体・補助率

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、改良区等
- ・補助率：50%等

農地耕作条件改善事業

【令和3年度予算概算要求額 29,988（24,990）百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組を支援します。

<事業目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ支援します。

3. 未来型産地形成推進条件整備型

水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。

4. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等のスマート農業の導入について支援します。

※ 1と2の型では、リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業の農地整備・集約協力金により、農業者負担の軽減を図ることが可能です（整備費の最大12.5%）。

【実施要件】

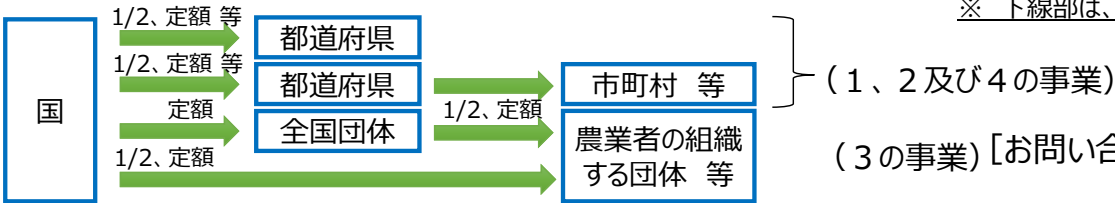
①事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等（1～4の事業）

※ 2～4の事業はこれに加え、実質化された人・農地プランの対象区域等も対象とする。

②総事業費200万円以上、③農業者数2者以上、④スマート農業導入推進計画を策定（4の事業）等

※ 下線部は、拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成



スマート農業導入の支援



農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
生産局園芸作物課 (03-2502-5957)

農地耕作条件改善事業（1／2）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構等**による担い手への**農地集積を推進**するとともに、**営農定着に必要な取組を支援**することが重要。
- このため、**多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善**や、**高収益作物への転換**、**モデル的な産地形成**、**スマート農業の導入促進**に向け、**ハードとソフトの両面から機動的支援**。

① 地域内農地集積型 最大5年（ハードは最大3年）

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農道の更新整備（※1）
- (ソフト) 1 地区当たり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

（※1） 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1／2 相当
区画拡大（6.5万円/10a等）、暗渠排水（10.0万円/10a等）など

定率助成（※2）

- (ハード) 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備
- (ソフト) ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援、条件改善促進支援 等

（※2） 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

排水対策等の強化（拡充）

畑作物、園芸作物を作付する水田の排水改良・石礫除去等のための共同利用機械導入を支援（定率助成）

※ 麦・大豆増産プロジェクト関連



額縁明渠



弾丸暗渠



疎水材投入機械



弾丸暗渠機械



溝掘り機械

きめ細かなハード整備



畦畔除去



暗渠排水



土層改良



水路の更新

採択要件 ①共通（地域内農地集積型）

- 対象区域：農地中間管理事業の重点実施区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- 事業費200万円以上 ● 農業者2戸以上
- 事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、改良区、農業協同組合、農業法人等

②高収益作物転換型

- 実質化された人・農地プラン策定地域も対象区域とできる
- 農地耕作条件改善のハード事業を実施
- 作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換 等

③未来型産地形成推進条件整備型

- 実質化された人・農地プラン策定地域も対象区域とできる
- 未来型産地形成推進条件整備計画を提出
- 面積要件は、果樹は2ha以上、野菜は露地5ha以上、施設1ha以上 等

④スマート農業導入推進型

- 実質化された人・農地プラン策定地域も対象区域とできる
- スマート農業に適した基盤整備事業が実施されていること
- スマート農業導入推進計画を提出 等

農地耕作条件改善事業（2／2）

②高収益作物転換型 最大5年（ハード最大3年）

基盤整備とともに、高収益作物転換のための計画策定から営農定着まで必要な取組を支援します。

高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

（定額助成）プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向把握、輪作体系の検討、販売先の調査等※2

高度な技術指導（最大3年）

（定額助成）高収益作物作付のための先進的な技術導入に向けた専門家による事業実施主体への高度な技術指導

高収益作物導入支援（最大5年）

（定額助成）技術習得方法検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等※2

（定率助成）実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械の購入・リース※3 等

（※2）高収益作物転換推進費として、1地区あたり上限300～500万円（年基準額）を支援（※3）農業機械の購入は、排水改良等、農地の良好な条件を維持するための簡易な基盤整備の用途のものに限る

③ 未来型産地形成推進条件整備型

省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。

果樹

新産地育成型

（定率助成）小規模基盤整備（盛土等）、資材導入、設備のリース導入

（定額助成）

- 新植（例：りんごの超高密植栽培 71万円/10a）
 - 新植に伴う幼木の管理（22万円/10a）
 - 早期成園化、経営の発展に係る取組
- 大苗の育成：20万円/10a
省力技術研修：3万円/10a } **最大23万円/10a** ※4
- （※4）水田の場合、水田活用の直接支払交付金の水田農業高収益化推進助成と合わせて最大33.5万円/10aを支援。

既存産地改良型

（定率助成）小規模基盤整備（園内道整備等）資材導入、設備のリース導入

（定額助成）

- 改植（例：かんきつの根域制限栽培 111万円/10a）
 - 改植に伴う幼木の管理（22万円/10a）
 - 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組
- 大苗の育成：20万円/10a
代替農地での営農：28万円/10a } **最大51万円/10a**
省力技術研修：3万円/10a

野菜

園芸作物導入型

（定額助成）実需者ニーズに対応した品種の導入試験、GAP・トレーサビリティ手法の導入 等

（定率助成）農業用ハウス等施設・農業機械のリース導入

園芸作物導入型の要件

- ・実需者と協議会を構成し、協議会内実需者に産地規模の30%以上で契約取引を行うこと

④ スマート農業導入推進型

スマート農業に適した基盤が整備された地区に、GNSS基地局等先進的な省力化技術を導入します。

スマート農業導入推進支援

（定率助成）GNSS基地局の設置と、これと併せて導入するトラクタへの自動操舵システム等

スマート農業導入推進計画

- 対象地区における基盤整備の状況（大区画ほ場、圃場内耕作道、用排水路パイプライン化、ターン農道 等）
- 導入するスマート農業の内容と、経済性の検討
- 地域の収益力向上に向けた取組方針※5 等を記載

（※5）地域内での高収益作物への取組方針等を記載

これなら
思い通りの
農業が
できるわ！



高収益作物導入



検討会



技術研修会

未来型産地形成



省力樹形導入（りんごの超高密植栽培）



作業機械導入（スピードスプレヤー）

スマート農業導入



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入